

8月 長浜市での「自転車安全利用」の街頭啓発

8月1日（月）の午前8時から、JR長浜駅において、自転車の安全利用の街頭啓発を行いました。

長浜市交通対策課員、長浜警察署交通課員、長浜交通安全協会指導員の方、滋賀県交通戦略課員の約10名が、チラシやティッシュを配布し、自転車の安全利用についてよびかけました。

通勤・通学などで駅を利用されるみなさんに、「滋賀県の自転車安全利用条例が2月に施行されました。」「10月から自転車保険等の加入が義務化されます。」「自転車保険の加入をお願いします」と声をかけながら啓発品やチラシを渡すと、快く受け取っていただきました。



また、長浜警察では、戦う交通安全長浜戦隊「マモルンジャー」が、普段から交通安全のために活動しており、この日も赤レンジャーと青レンジャーが出動してくれました。



県では、去る7月20日（火）に、県内市町の担当者向けに説明会を開くなどして、条例のねらいや保険の加入義務化の周知をしています。しかし、**県の推計では、自転車保険の加入者は、現時点で県民の2割程度**にとどまっています。

今後も、自転車の安全利用とともに、自転車保険等の加入の周知について、ご協力をお願いします。



☆☆自転車等保険等の加入義務化（10月施行）☆☆「滋賀県自転車条例」により